

八戸市立吹上小学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに

<いじめの定義>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

～いじめ防止対策推進法条文より

本校では、「いじめは、いつでも、どの学級でも、どの児童にも起こり得るものである」という共通認識をもち、全ての児童が楽しく豊かな学校生活を送ることを目指して、「八戸市立吹上小学校いじめ防止基本方針」を策定した。本校の「いじめ防止のための基本的な姿勢」は次の5点である。

吹上小学校 「いじめ防止のための基本的な姿勢」

- いじめに向かわない態度・能力を育み、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努める。
- 教育活動全体を通じて生命の大切さに気付かせるとともに、児童一人一人が互いの存在を認め合う温かい人間関係づくりに努める。
- いじめに関する情報の収集と共有、事実関係の把握と記録、児童への指導及び家庭への連絡等について、組織的な対応を推進する。
- 教職員と児童、教職員同士、教職員と保護者、教職員と地域住民との信頼関係を築き、何でも相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- 学校・家庭・地域社会が一体となった安全・安心な環境づくりといじめの防止等の取組の推進を図る。

2 いじめの未然防止

<児童に対して>

- ・一人一人がかけがえのない存在であるということに気づかせ、命の大切さと思いやりの心を道徳や学級活動の時間を中心に教育活動全体で育成する。
- ・互いの存在を認め合いながら、集団の一員として自覚できるような学級づくりを推進する。
- ・学級や学校のルールを守ることの大切さを理解させ、規範意識の醸成を図る。
- ・相手の立場に立って気持ちを考え、思いやりのあることばづかいや行動ができるように指導する。
- ・誰とでもなかよく協力して活動しようとする態度を育てる。
- ・自分や友達のようによいところに気付かせ、さらによりよくなろうと努力する態度を育てる。
- ・「いじめは決して許されない」という認識をもつよう、教育活動全体で指導する。
- ・「いじめ」を見たら教師や保護者、友達に知らせること、困ったことや嫌なことがあったらすぐに報告するように指導する。

<教員に対して>

- ・全ての児童が「わかった！できた！身についた！」と実感できる授業を行うことで、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・道徳教育を中心に思いやりの心を育み、命の大切さに気付かせる学習指導を推進する。
- ・教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは絶対に許されない行為であること」の理解を促し、いじめ問題を自分のこととして考え、関わっていこうとする態度を育てる。
- ・自他のよさに気付き、互いの存在を認め合いながら温かい人間関係を形成しようとする態度を育てる。
- ・児童の自己有用感の向上に努め、集団の一員として自分の居場所を感じられる学級経営を推進する。
- ・児童一人一人のささいな変化に気づく、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・自己の人権感覚を磨き、自分の言動を振り返るようにする。
- ・児童や保護者からの相談に親身になって耳を傾けようとする姿勢をもつ。
- ・問題を自分一人で抱え込まず管理職や生徒指導主任への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。

<学校全体>

- ・「いのちの教育」の視点に立った学校経営を推進する。
- ・職員会議に児童に関する情報共有の場を設け、全教職員が共通理解を図りながら児童の指導に当たる体制づくりに努める。
- ・いじめの未然防止及び早期発見に関するマニュアルや組織を整備し、年5回のアンケート調査や児童との教育相談、保護者との個人面談等を計画的に実施し、PDCA サイクルを回しつつ、全教職員が組織的・協働的にいじめ防止に取り組む体制づくりを推進する。
- ・学校の「いじめ防止基本方針」の内容や取組の成果と課題を保護者や地域住民に周知する場を設定し、学校・家庭・地域が連携しながらいじめの防止に取り組む体制づくりを推進する。
- ・「社会に開かれた教育課程」の推進をふまえ、学校と社会が協力しながら児童の健全な育成に取り組む教育課程の編成を工夫するとともに、様々な手段による情報発信に努める。
- ・教職員が互いに相談しやすい温かい職員室の雰囲気づくりに努める。

<保護者・地域に対して>

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することを呼び掛ける。
- ・いじめ防止に向けた取組は、学校だけでなく、家庭や地域社会と連携して推進することが必要であるということを、参観日や学校だより、学校ブログや地域学校連携協議会等で伝え、理解と協力を求める。

3 いじめの早期発見・早期対応について

(1) 日常観察と指導及び情報収集

- ・全教職員による児童の日常観察の充実と、情報（気付いたこと）の共有

- ・いつもと様子が違う児童への積極的な声掛け
- ・休み時間や清掃時間等、目の届かない時間帯での行動把握
- ・いじめで悩んでいること、ほかに困ったこと、悩んでいることの把握の工夫
- ・アンケート調査等の活用（児童の人間関係や学校生活等の悩み等を把握）

※あんあんアンケート（5月・6月・9月・11月・2月）実施→教育相談→いじめ防止委員会で共有

(2) 児童が相談しやすい体制づくり

- ・児童が担任に話しかけやすい雰囲気づくり
- ・保健室やスクールカウンセラーの活用等

(3) 教職員同士の情報共有の推進

- ・アンケートや「いじめ防止委員会」の機能性の向上
- ・学年主任や管理職に相談しやすい雰囲気づくり
 ※児童手帳や電話等、保護者からの訴えの共有（些細なことでも相談を）
- ・組織的に対応する体制づくり
- ・全教職員による情報の共有

(4) 保護者との連携

- ・学年・学級通信を通しての情報発信
- ・欠席児童への配慮（理由の確認、欠席した日の学習内容連絡、保護者との情報共有）
- ・学校の様子のこまめな連絡
 ※きつく叱った時には、「何をしたか。」ということよりも、「家に帰ってからのことが心配で電話をした。」という方を中心に連絡する。小さなけがや友達とトラブルがあったことなど、保護者の気持ちに寄り添って連絡をすることで信頼関係が深まる。保護者に電話する時には教頭にひとこと告げること。
- ・個人面談の場の活用

4 学校いじめ対策組織について

生徒指導主任をハートフルリーダーとし、校内のいじめ防止対策を推進する校内組織を設定する。

(1) 校内組織

①いじめ防止委員会・・・ア「あんあんアンケート」実施後に生徒指導主任が定期的に招集する。

イ 日常的ないじめ防止の取組を推進する。

※メンバー：校長・教頭・生徒指導主任・その他必要に応じて関係職員

②いじめ対策委員会・・・「いじめの疑い」を含め、「いじめ事案」発生時に招集し、協力して早期解決に当たる。

※メンバー：校長・教頭・生徒指導主任・教務主任・当該学年担任及び学年主任・養護教諭
 その他関係職員

関係児童からの複数教員による情報収集・情報共有・指導等を行う。必要に応じて、スクールカウンセラー・心理面・医療面の専門家にも同席してもらう。

(2) 校内組織の役割

①「いじめ防止基本方針」の作成・配付・運営・反省・改善等のPDCAを中心になって推進する。

- ②年5回の「あんあんアンケート」実施・集約・保存（生徒指導部）
- ③教育相談（各学級担任）
- ④「いじめ防止委員会」招集（生徒指導主任）
- ⑤いじめが発覚した場合の「いじめ対策委員会」の招集（校長・教頭）
- ⑥関係児童への聞き取り（複数メンバーで手分けして実施：聞き取り係，記録係）
- ⑦保護者面談等の連絡，計画及び役割分担・打ち合わせ（いじめ対策委員会）
- ⑧保護者面談実施（司会：教頭，記録：生徒指導部）
- ⑨市教委への定期報告（生徒指導主任）
- ⑩市教委（青少年G）への報告：教頭（必要に応じて）
- ⑪全教職員への周知（生徒指導主任）※場合によっては教頭
- ⑫年間のいじめ防止・いじめ対策の取組についての評価（教頭・教務主任）

5 インターネット上のいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

- ・文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する行為
- ・特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為
- ・掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載する行為

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・フィルタリングや保護者の見守り
- ・参観日、学校通信、ホームページ等を活用した情報発信

②情報教育の充実

- ・外部講師による出前講座等による情報モラル教育の充実

③ネット社会についての講話の実施

(3) ネットいじめへの対処

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え・閲覧者からの情報・ネットパトロール

②不当な書き込みへの対処

- ・状況確認→状況の記録→管理者へ連絡・削除依頼

6 いじめが発覚した際の対処

(1) いじめを受けた児童やいじめを知らせにきた児童の安全確保

(2) 「いじめ対策委員会」の招集と役割分担の確認

(3) 関係児童への事実確認

- ・聞き取り役と記録係の二人体制で対応する。人手不足の際は、校長室や保健室で聞き取る。

(4) 「いじめ対策委員会」における情報共有 ※必要に応じて再度詳細に聞き取り等を実施

(5) 児童への指導

- ・被害児童：辛かった気持ちに寄り添うようにして心のケアを行う。これからも困ったことがあったら相談するように話す。
- ・加害児童：自分の行為を振り返らせ、理由について詳しく聞き取った上で、相手の気持ちを考えさせ「いじめは絶対にしてはいけない。」ことを指導する。やった行為に対しては厳しく指導するが、最終的には今後に期待することを伝え、自己肯定感を損なわないように配慮する。
- ・加害児童から被害児童への謝罪の機会を設定する。
- ・市教委に報告し、助言を得る。

(6) 保護者への連絡と対応

- ・保護者連絡の順序や伝える内容を「いじめ防止委員会」で相談した上で、電話で概要を伝え、保護者面談を行う。

(7) 保護者面談の際の留意点

- ・同席する教職員で役割分担や話す内容等について打ち合わせた上で実施する。
- ・被害児童の保護者に対しては、学校の指導の行き届かなかった点や、児童への申し訳ない気持ちを謙虚に伝え、保護者の気持ちに寄り添うように配慮する。
- ・加害児童の保護者に対しては、聞き取りの記録をもとに、これまでの経緯について本人も認めた事実を伝えるようにする。加害者であっても、児童の気持ちに寄り添い、反省していることなどを伝え、今後に期待をもたせるように配慮する。被害児童の保護者への謝罪を勧めるが、電話番号等の個人情報伝える場合は、先方の了承を学校が得てから伝えるようにする。

※いじめ発覚から保護者連絡までは、できるだけその日のうちに行う。そのために、関係職員だけでなく、必要に応じて生徒指導主任や7学年職員も協力し、組織的な対応を推進する。

(8) 事後指導

- ・全教職員で事実について情報共有する。
- ・当該学年だけでなく、全ての児童に関することと受け止め、道徳や学級活動の場を通して指導する。

(9) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態ととらえるためには、次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的・物理的な影響を与える行為（ネットも含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月間）継続していること。教職員は、相当の期間が経過するまでは、児童の様子や状況を注視すること。

② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

以上、いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童を日常的に注意深く観察する必要がある。

7 家庭や地域社会との連携について

(1) 「いじめ防止基本方針」の周知

- ・「いじめ防止基本方針」をホームページに載せ、学校がいじめ防止対策について周知する。
- ・地域学校連携協議会で「いじめ防止基本方針」を配付し、内容について周知する。

(2) 日常生活における指導や配慮事項についての共通理解

- ・各家庭において、思いやりの心や規範意識、正義感及び公共心を日頃の生活の中で育むとともに、基本的な生活習慣の確立や情報機器の使用の家庭内ルールづくりについての理解と協力を求める。
- ・子どもが悩みを相談できる雰囲気づくりに努めるとともに、子どもの変化に気付くよう、会話を大切にすることへの理解を求める。

(3) いじめ事案についての情報の共有

- ・地域学校連携協議会やPTA 役員会等を通して、情報や課題を共有し、日頃より協力して児童の指導に当たることへの共通理解を図る。

(4) 子どもを温かく見守る環境づくり

- ・地域に対しては、子どもを温かく見守る環境づくりに協力を求める。
- ・いじめの事実を確認した時には、八戸市教育委員会に報告する。
- ・重大事態発生時の対応等については、八戸市教育委員会に指導・助言を求めるとともに、緊急対策委員会を開き、組織的に対応する。

8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

当該児童生徒に対して行われたいじめ行為が、法第28条1項の各号に規定する児童生徒の状況に至る要因となった案件

(2) 重大事態の詳細

① 児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じる(可能性がある)事態が発生したとき

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合

② 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているとき

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

③ 児童や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた。」という申し立てがあったとき

※市教育委員会又は学校は、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分に把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

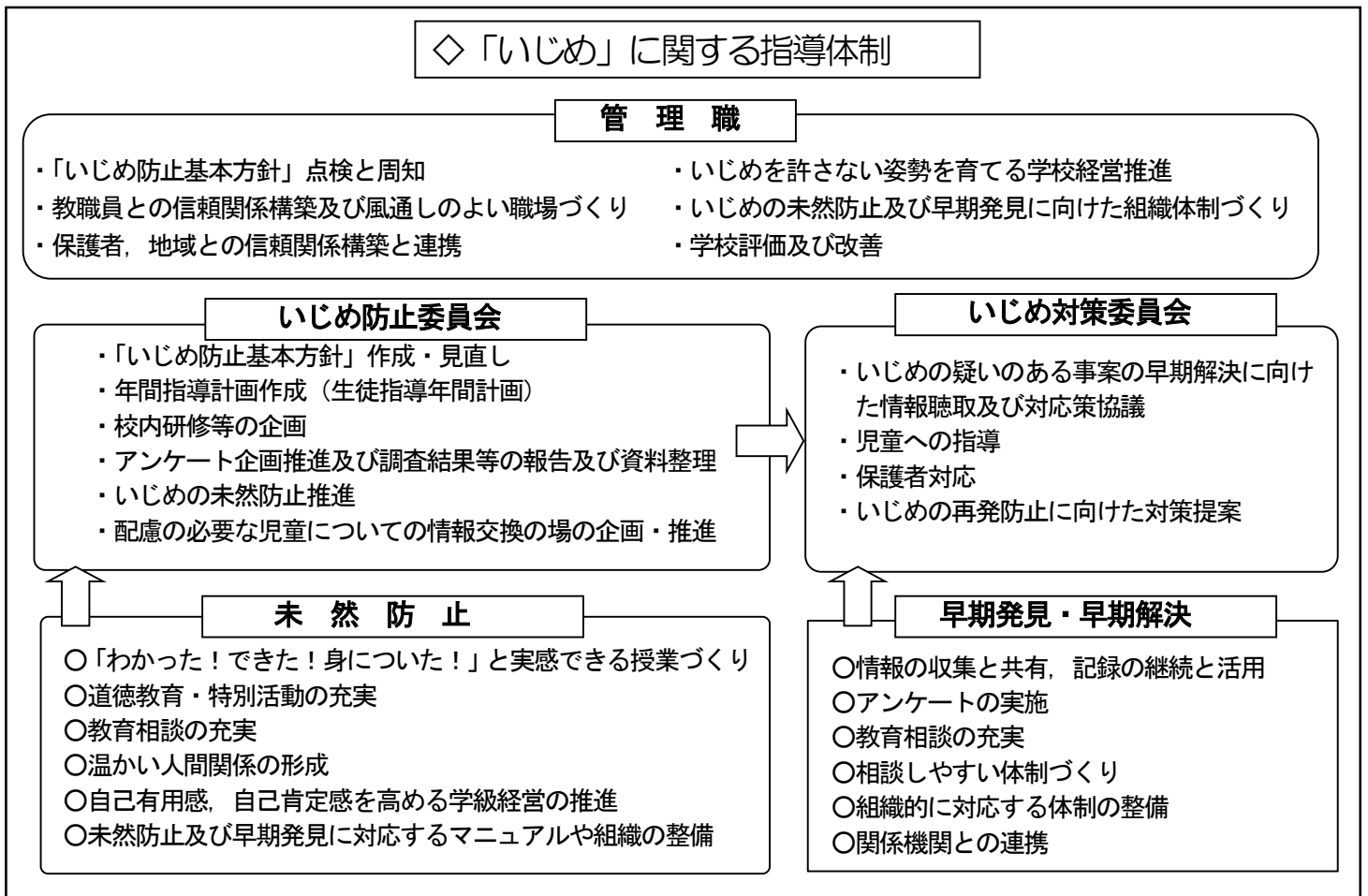
(3) 重大事態時の報告・調査協力

学校は、法第30条に基づき、重大事態が発生した場合、速やかにその旨を市教育委員会を通じて市長に報告する。

9 年間計画（学校いじめ防止プログラム） ※新型コロナウイルス感染症対応のため例年と異なる。

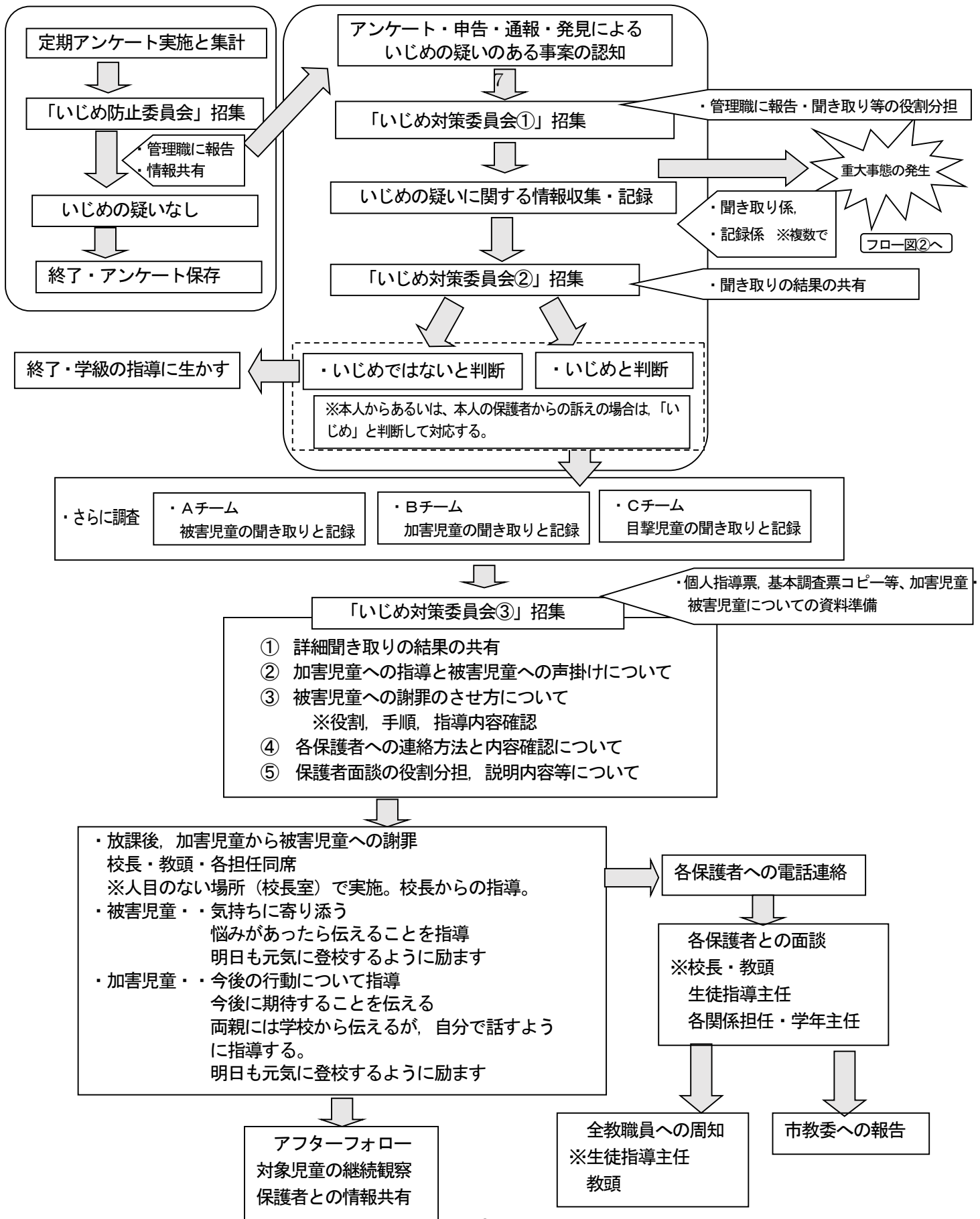
	行事・研修・会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	・生徒指導全体計画周知 ・留意児童についての共通理解	・前年度の個人指導票及び引継ぎ資料等の確認 ・「いじめ防止基本方針」の内容、計画等の確認	・4月、5月配慮を要する児童の情報交換 ・第1回あんあんアンケート ・教育相談 ・第1回いじめ防止委員会
5月	・運動会	・参観日 ・運動会等の行事の事前指導	
6月	・第1回地域学校連携協議会 ・小中JS合同研修会 ・修学旅行（6年）	・「いじめ防止基本方針」の地域への情報発信と共通理解	・6月、7月配慮を要する児童の情報交換 ・第2回あんあんアンケート ・教育相談 ・第2回いじめ防止委員会
7月	・夏季休業 （7月22日～8月23日）	・個人面談	
8月	・種差体験学習（5年）	・夏季休業中の学区巡視 ・種差体験学習に向けた事前指導	・8月、9月配慮を要する児童の情報交換 ・第3回あんあんアンケート ・教育相談 ・第3回いじめ防止委員会
9月	・前期反省	・参観日	
10月	・第2回地域学校連携協議会	・音楽会等の行事の事前指導 ・参観日	・10月、11月、12月配慮を要する児童の情報交換 ・第4回あんあんアンケート ・教育相談 ・第4回いじめ防止委員会
11月	・スマイル集会	・学校環境適応館尺度（ASSESS） JSにおける情報交換	
12月	・小中JS公開授業		
1月	・第3回地域学校連携協議会	・学校評価 ・参観日	・1月、2月配慮を要する児童の情報交換 ・第5回あんあんアンケート ・教育相談 ・第5回いじめ防止委員会
2月		・個人指導票等への記入	
3月	・進級進学への引き継ぎ	・「いじめ防止基本方針」の見直し	

10 年間計画（学校いじめ防止プログラム）

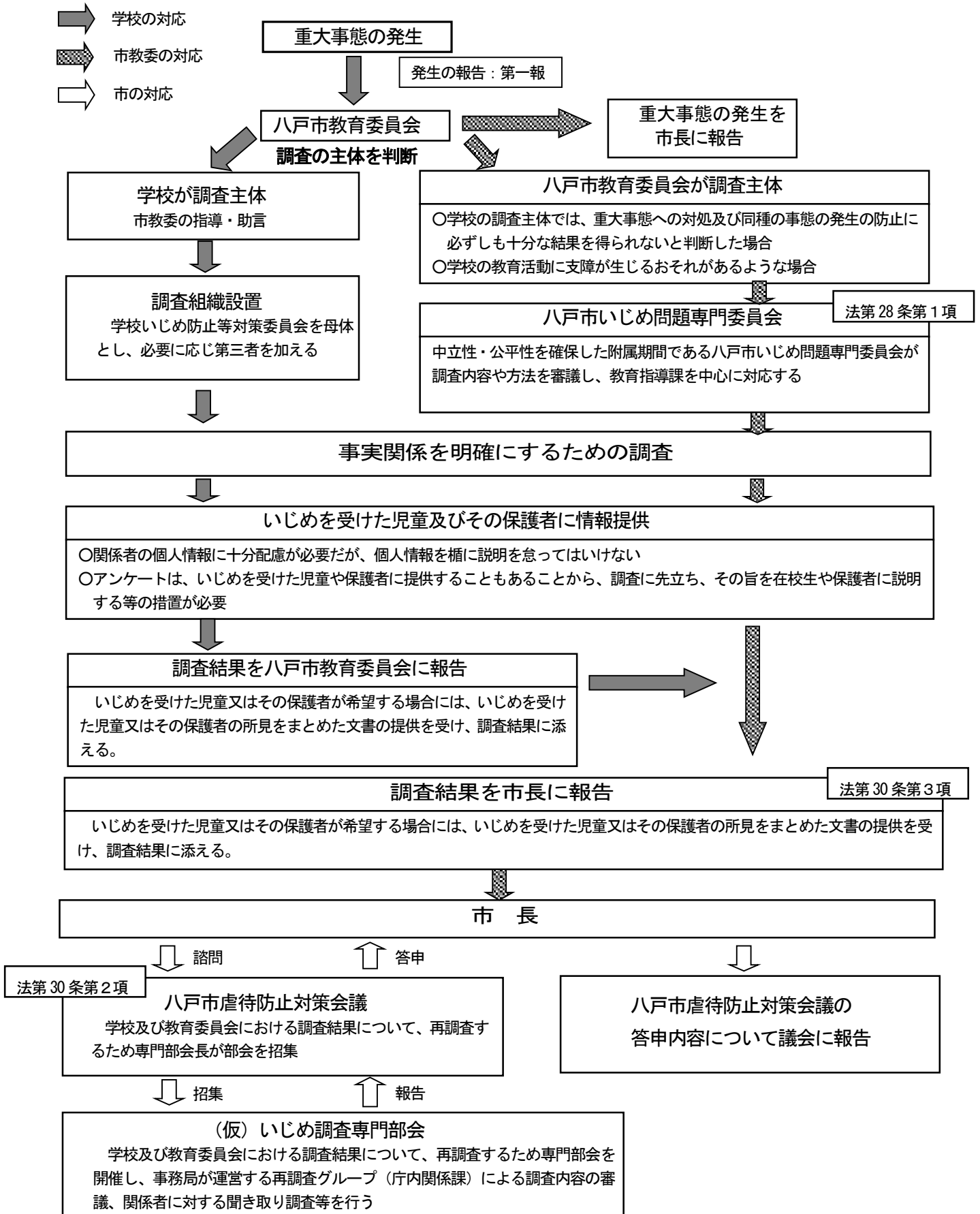


フロー図①

◇「いじめ事案」への対応フロー図



フロー図② ◇「八戸市いじめ防止基本方針」に基づく本校の重大事態対応フロー図



1 1 評価

児童・保護者・教員アンケートを基にした学校評価、地域学校連携協議会による評価等を踏まえ、基本方針や対応、年間計画を見直し、教育課程編成会議で必要に応じて討議する。その際、「いじめ防止対策委員会」が中心となって行う。

1 2 いじめの早期発見のために

1 いじめられている児童のサイン

いじめられている児童は、自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で、多くの場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	サイン
登校～朝の会	<ul style="list-style-type: none">・体調不良を訴えたり、遅刻・欠席が増えたりする。また、その理由を明確に言わない。・教員と視線が合わず、うつむいていたり、担任が入室後、遅れて入室してきたりする。・提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。
授業中	<ul style="list-style-type: none">・保健室やトイレに行くようになる。・教材等の忘れ物が目立ったり、物が見つからなかったりする。・机の周りに物が散乱している。また、教科書やノートなどに、汚れやいたずら書きがある。・グループ活動のとき、机をくっつけたがらない。・突然、個人名が出される。
休み時間等	<ul style="list-style-type: none">・食欲がない。衣服が汚れている。持ち物や掲示物にいたずらをされる。・同学年の子と遊べず、一人で過ごしていることが目立つ。・友達とふざけ合っている、表情がさえない。・用事のない場所や教室にいたりする。・教師のそばに来たがったり、大人と話したがったりする。
放課後等	<ul style="list-style-type: none">・あわてて下校する、または、用もないのに学校に残っている。・持ち物が無くなったり、持ち物にいたずらをされたりする。・一人で片づけや愛好会活動の準備などを行っている。
その他	<ul style="list-style-type: none">・席替えをした後の様子がおかしい。・先生によって、言葉づかいや態度が変わる。(クラブ、委員会、掃除など)

2 いじめている児童のサイン

いじめている児童がいることに気づいたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やして、状況を把握する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・教室等で、仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。・ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。・教員が近づくと、不自然に分散したりする。・自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の児童がいる。・トイレにいたずら書きやお菓子のからなどが捨ててある。・トイレにたむろする。・特定の子が使った蛇口などを避ける。 |
|--|

3 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

- ・嫌なあだ名が聞こえる。
- ・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- ・何か起こると特定の児童の名前が出る。
- ・筆記用具等の貸し借りが多い。
- ・壁等にいたずら、落書きがある。
- ・机や椅子、教材等が乱雑になっている。

4 清掃場所でのサイン

縦割清掃等、清掃場所は目が行き届かない場合が多い。教員は、複数の清掃場所を担当しているため、監督がおろそかになりがちである。清掃時には必ず一度は各担当場所の様子を確認し、反省の時間にはローテーションで参加するなどして、困っていることがないかどうか状況を把握する必要がある。トイレ等の清掃時には、ドアを開けておくなど、目が行き届きやすいように工夫する。

- ・入口の戸を閉めたがる。
- ・いつも同じ児童が、嫌な仕事をやっている。
- ・元気がない児童がいる。
- ・落書きがあったり、物が破損したりしている。
- ・反省で並んでいる時、にやにやしていたり、うつむいたりしている児童がいる。

5 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である

- ・学校や友人のことを話さなくなる。
- ・友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
- ・朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- ・電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- ・受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
- ・不審な電話やメールがあったりする。
- ・遊ぶ友達が急に変わる。
- ・部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
- ・理由のはっきりしない衣服の汚れ、打撲や擦り傷がある。
- ・登校時刻になると体調不良を訴える。
- ・食欲不振・不眠を訴える。
- ・学習時間が減る。
- ・成績が下がる。
- ・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- ・家庭の品物、金銭がなくなる。
- ・大きな額の金銭を欲しがる。

令和3年4月26日 改訂